

広島県告示第二百七十二号

広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）別表第一号の規定により、広島県立広島産業会館の駐車場の利用料金の範囲を次のように定め、平成三十一年十月一日から施行する。

なお、平成二十六年広島県告示第二百二十四号（広島県立広島産業会館の駐車場の利用料金の範囲）は、平成三十一年九月三十日限り、廃止する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

施設名	利用者の区分	利用料金の範囲
本館及び東展示館駐車場	展示品等の搬入搬出及び施設の管理運営のために利用する者以外の者	一台につき三〇分まで（と）に二二〇円以内
西展示館駐車場		